

令和8年度「青森県・弘前市」連携融資制度

青森県特別保証融資制度 市による補助のご案内

弘前市では、青森県特別保証融資制度の利用者を対象に利子補給や信用保証料補助を行います。

1 弘前市内で創業するかた

- ◎対象資金 青森県「青森新時代」への架け橋資金（創業）
- ◎対象者 市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者、または市内で事業を開始して5年に満たない中小企業者（いずれも市内に事業所を有するものまたは予定のもの）
- ◎補助対象融資 融資額 1,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 「貸付当初から1年間の利子を全額補助」及び信用保証料を全額補助（県が30%を補助し残りの70%を弘前市が補助）
※スタートアップ創出枠の場合は、信用保証料の上乗せ分（0.2%）は補助対象外

2 DXの推進、生産性向上を図るかた

- ◎対象資金 青森県「青森新時代」への架け橋資金（特別枠②DX・生産性向上を図る取組）
- ◎対象者 データやデジタル技術を活用した設備導入・研究開発等によりビジネスモデル等の変革に取り組む中小企業者、生産・加工・販売等に関する生産性向上設備を導入し業務効率の向上を図る中小企業者 など
- ◎補助対象融資 融資額 2,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助（県が30%を補助し残りの70%を弘前市が補助）

3 労働力確保（賃上げ）、仕事と子育ての両立に資する取り組み

- ◎対象資金 青森県「青森新時代」への架け橋資金
（特別枠⑤労働力確保（賃上げ）仕事と子育ての両立に資する取組）
- ◎対象者 労働者の業務負担の軽減や労働者の子育て環境の整備及び人材育成等に取り組む中小企業者
- ◎補助対象融資 融資額 2,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助（県が30%を補助し残りの70%を弘前市が補助）

4 事業継続や経営の安定又は事業再生に取り組むかた

- ◎対象資金 青森県経営安定化サポート資金（経営安定枠）
- ◎対象者 売上債権回収の長期化、原油・物価高騰等の影響などにより、売上高等が減少しており、事業活動に影響を受けている中小企業者
- ◎補助対象融資 融資額 2,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 信用保証料を全額補助

◎上記補助の対象となる融資の実行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
◎予算の都合により、上記補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも、県の各種融資を利用することは可能です（所定の保証料等は自己負担となります）。

※なお、「事業者選択型経営者保証非提供制度」による保証料の上乗せ分は補助対象外となります。

〈お問い合わせ先〉

◎信用保証料補助及び利子補給に関すること…弘前市商工労政課商業振興係 電話 0172-35-1135
◎青森県特別保証融資制度に関すること……青森県経済産業政策課 電話 017-734-9368

